

食安輸発0428第3号
平成23年4月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について
(フィリピン産マンゴアの証明書様式変更)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年4月28日付け食安輸発0428第1号）にて通知し、フィリピン産マンゴーについては、当該通知別表1中の条件に該当する場合を除き、検査命令を実施しているところでは、

今般、フィリピン政府より、上記条件に示すフィリピン政府が発行する証明書様式を変更する旨連絡があったことから、当該通知の別添2に示す様式を別紙のとおり変更しますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、当該証明書様式は、本年3月26日発行分より変更されていることを申し添えます。